

## 半田市社会福祉法人審査会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に基づき半田市が所轄する社会福祉法人（以下「法人」という。）の適切な指導を行うため、半田市社会福祉法人審査会（以下「審査会」という。）を置く。

### (審査事項)

第2条 審査会は、次の事項を審査する。

- (1) 法人の設立に関すること。
- (2) 法人の定款の変更に関すること。
- (3) 法人の監査に関すること。
- (4) 法人の業務の停止及び役員解職の勧告に関すること。
- (5) 法人の解散（合併を含む。）に関すること。
- (6) その他法人の運営に関すること。

### (組織)

第3条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、福祉部長をもって充てる。

3 委員は、地域福祉課、高齢介護課、子育て相談課及び幼児保育課の課長並びに監査委員事務局長をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (作業部会の設置)

第6条 審査会の補助機関として、半田市社会福祉法人審査作業部会（以下「作業部会」

という。)を設置する。

2 作業部会は、第2条に定める事項の予備審査のほか、定款変更を要するもののうち次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 基本財産（建物）に係る施設名称の変更
- (2) 土地の分筆又は合筆に伴う所在地変更
- (3) 審査会で承認済みの基本財産処分の実施に伴う定款変更
- (4) 所管庁の変更

3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、地域福祉課長をもって充て、部会員は、別表に掲げる課の職員のうちから、部会長が選任する。

5 作業部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

6 作業部会の部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審査会及び作業部会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。ただし、審査事項に関する資料は、当該事務の所管課が調製するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

地域福祉課、高齢介護課、子育て相談課、保育幼稚園課